

議会基本条例

第7条 議員は、村民全体の代表者としての責務を自覚し、常に高い倫理観をもち、法令を遵守し、品位を保って活動しなければならない。

2 議員は、原則として補助金交付団体等の代表者には就任しない。

第3章 村民と議会の関係

(村民との関係)

第8条 議会は、村民の意見把握に努め、議会活動及び政策提言に反映するとともに、村民が参加する機会の確保に努める。

2 議会は、村民に対して常に説明責任を果たすものとする。

3 議会は、請願や陳情を村民による政策提案と位置づけ、審査にあたっては、提出者の説明を聞く場を設けるように努める。

(意見交換)

第9条 議会は、村民との意見交換会を年に1回以上開催する。

2 議会は、村民から意見交換会の開催要求があったときは、できるだけ、速やかに開催するように努めなければならない。

3 議会は、村民の意見を把握するために意見公募を必要に応じて実施する。

(政策の提言)

第10条 議会は、意見交換等で把握した村民の意見を、常任委員会等で検討し、村長等に対応を求めるとともに政策提言に反映する。

2 議会は、村民の専門的又は政策的識見等を討議

に反映させるために、委員会の審査において、参考人制度、及び公聴会制度を十分に活用する。

(会議の公開と傍聴)

第11条 会議は、原則として公開するものとする。

2 議会は、誰もが傍聴しやすい環境の確保に努めるとともに、傍聴者に審議及び審査内容が分かるように資料の提供に努める。

(情報の公開)

第12条 議会は、積極的に情報を公開するように努める。

第4章 村長等と議会の関係

(村長等との関係)

第13条 議会は、村長等と常に緊張感ある関係を保持し、村長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

(論点・争点の明確化と一問一答方式)

第14条 本会議及び委員会の審議、審査や質問は、論点・争点を明確にして行う。

2 一般質問は、一問一答方式とする。

3 村長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点・争点を明確にするための発言をすることができる。

(政策等の形成過程の説明)

第15条 村長は、議会に政策、施策、行政計画及び事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準向上を図るため、次に掲げる事項の説明及び資料の提出に努めなければならない。

(1) 政策等を必要とする背景と提案に至るまでの経緯

(2) 他自治体の類似する政策等との比較検討

(3) 住民参加の実施の有無及びその内容

(4) 総合計画における根拠、又は位置づけ

(5) 期待される効果

(6) 関係する法令及び条例等

(7) 政策等の実施に関わる財源措置と将来負担の計画

(予算、決算における資料)

第16条 村長は、予算及び決算を議会の審議に付するにあたっては、前条の規定に準じて、政策別又は事業別の説明資料の提出に努めなければならない。

第5章 議会の運営

(自由討議の充実)

第17条 議会は、言論の府であることを常に認識し、議員間の自由な討議を中心に運営し合意形成に努めなければならない。

(専門的知見の活用)

第18条 議会は、広く村政の課題を審査・諮問又は調査するために必要があると認めるときは、学識を有する者や経験を有する者で構成する附属機関を設置することができる。

2 附属機関を設置する場合は、別に規則で定めるものとする。

(広域政策への取組)